

大分県農山漁村女性・若者活動支援資金貸付申請に対する意見書

大分県知事 殿

振興局長

年 月 日付けで申請のあった大分県農山漁村女性・若者活動支援資金
円については、下記のとおり調査した結果、貸付者として適当・不適当
と認めます。

記

氏名		住所	
資金内容	1. 資金の種類	資金(資金)	
	2. 融資金の用途		適・否
	3. 融資希望額	千円(貸付限度額 千円)	
	4. 償還期間	年(うち据置 年)	
借入資格	5. 資金の必要性		適・否
	6. 借受者の事業意欲		適・否
	7. 借受者の資格		適・否
	(1) 各資金共通	年間90日以上漁業に従事しているか	適・否
		所得の50%以上を漁業に依存しているか	適・否
	(2) 女性活動資金	女性漁業者(又はその組織する団体)か	適・否
		漁業を主たる職業とする生産者(又は後継者)か	適・否
	(3) 若者育成資金	年齢が18歳以上50歳未満か	適・否
		将来における経営の承継が見込めるか(後継者の場合)	適・否
		就業後5年以内か(農林漁業後継者資金の場合)	適・否
(4) 農山漁村ツーリズム推進資金	農林漁業体験民宿の許可の確認(開業する場合は申請書の確認)	適・否	
	目標年度におけるツーリズム所得が年間償還額以上あるか	適・否	
事業計画	8. 事業計画	事務処理要領別紙の審査基準に照らし、事業計画が適当と認められるか	適・否
償還計画	9. 償還計画	収支計画において償還金の財源が確保できているか	適・否
総合意見			

担当部名
担当班名